

相談支援における 家族支援と地域資源の活用への視点

社会福祉法人 さわらび会
あかね荘障害者生活支援センター
鈴木巳浦

本科目の獲得目標

【獲得目標（標準カリキュラム）】

- ① 各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。
- ② 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。
- ③ 自立支援協議会の目的、仕組み、機能について理解する。

本科目の内容①

【内容（標準カリキュラム）】

- ① 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等）の各役割と機能、相互の連携並びに地域の相談支援体制を構築することの重要性についての講義を行う。
- ② 障害当事者の相談支援専門員が地域の相談支援体制で果たす役割の重要性を踏まえ、当事者視点について学ぶことと、その体制づくりを意識できるようになるための講義を行う。
障害当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。
- ③ 相談支援（ケアマネジメント）を実施するに当たって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。

本科目の内容②

【内容（標準カリキュラム）】

- ④ 障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援とその重要性について理解する。
- ⑤ 障害児に関わる教育分野における関係する事業（特別支援教育コーディネーター、校内委員会等）とそれらの事業との連携について理解する。
- ⑥ 個別の相談支援活動から見出される課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。

本日の流れ

1. 地域における相談支援体制整備
2. ピアサポートと障害当事者の相談支援専門員
3. ライフステージごとの障害児者と家族
4. 地域資源を知る
(地域づくり ネットワークづくり)
5. 地域課題の共有と課題解決
(協議会の役割とその活用)

2 日間の講義の流れ

	科目	項目	
1 日目	オリエンテーション 研修受講ガイダンス	本研修の獲得目標 人材育成・職業教育	
	相談支援概論	そのための視点	1.5H
		ケアマネジメント 地域を基盤としたS W	2.0H
			1.5H

障害の有無や種別・程度に関わらず、自分らしく希望する場所で暮

そのための視点

ケアマネジメント
地域を基盤としたS
W

2 日目	法の理 ス	障害福祉の歴史・法の理念・障害福祉サービスと児童福祉サービス	1.5H
	相談	相談支援事業・計画相談プロセス・個別支援計画との連携・虐待防止	1.5H
	ケアマ プロセ	ケアマネジメントとプロセス・基本ム支援	1.5H
	家族支援と地域資源の活 用の視点	家族支援 地域づくり（協議会） ・地域づ 協議会	1.5H

法・制度
相談支援事業

個別支援のプロセス
計画相談
チームアプローチ

家族支援
地域づくり（協議会）

1. 地域における相談支援体制整備

それぞれの相談支援事業の役割と機能

1

個別給付
指定相談支援事業

指定特定（事業者指定は市町村長）

○計画相談支援（個別給付）

※児童は居宅サービス

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援
- ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり

○基本相談支援

（障害者・障害児等からの相談）

指定障害児（事業者指定は市町村長）

○障害児相談支援（個別給付）※通所サービス

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成は対象外。

指定一般（事業者指定は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長）

○地域相談支援（個別給付）

- ・地域移行支援
（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）
- ・地域定着支援
（24時間の相談支援体制等）

○基本相談支援

（障害者・障害児等からの相談）

市町村相談支援事業

2

市町村直営 相談支援事業

委託可

市町村直営 基幹相談機能

（地域自立支援協議会）

3

委託可

委託相談支援事業

1. 一般的な相談をしたい場合（基本相談）
2. サービス等利用計画（障害児支援含む）
3. 地域相談支援（地域移行・地域定着）
4. 他委託内容による事業

基幹相談支援センター

○ 地域（自立支援）協議会の原動力となる

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

- 福祉サービスの利用援助
（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援
（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介等

4

都道府県広域専門相談等

相談支援事業（制度）の概要

1. 指定相談支援事業

- ① 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（市町村指定）
障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う、**計画相談支援**による個別給付による相談支援事業
- ② 指定一般相談支援事業（都道府県・指定都市・中核市の指定）
地域相談支援といわれ、障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者の地域移行支援等の**地域移行支援**と、居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に**緊急訪問や緊急対応等**の個別給付による相談支援事業

2. 障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業の必須事業）

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う、いわゆる「**一般的な相談支援**」の事業。事業者等への委託が可能であり、その割合が9割を超えるため、「委託相談」と呼ばれる。交付税が財源

3. 基幹相談支援センター（市町村地域生活支援事業。一部は機能強化事業として補助）

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門相談、権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着とその体制整備、それらをつかさどる地域の相談支援体制整備として、地域の相談支援専門員への助言・育成・連携強化等に取り組む事業。交付税が財源だが、一部を機能強化事業として補助。

4. 広域専門相談（都道府県地域生活支援事業等様々な事業で展開）

障害特性等に基づく専門的相談（発達・難病・高次脳・視覚・聴覚・就労・触法・刑余者など）の広域的専門相談

特に専門性の高い相談支援事業



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手→基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手→市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手→指定特定相談支援事業

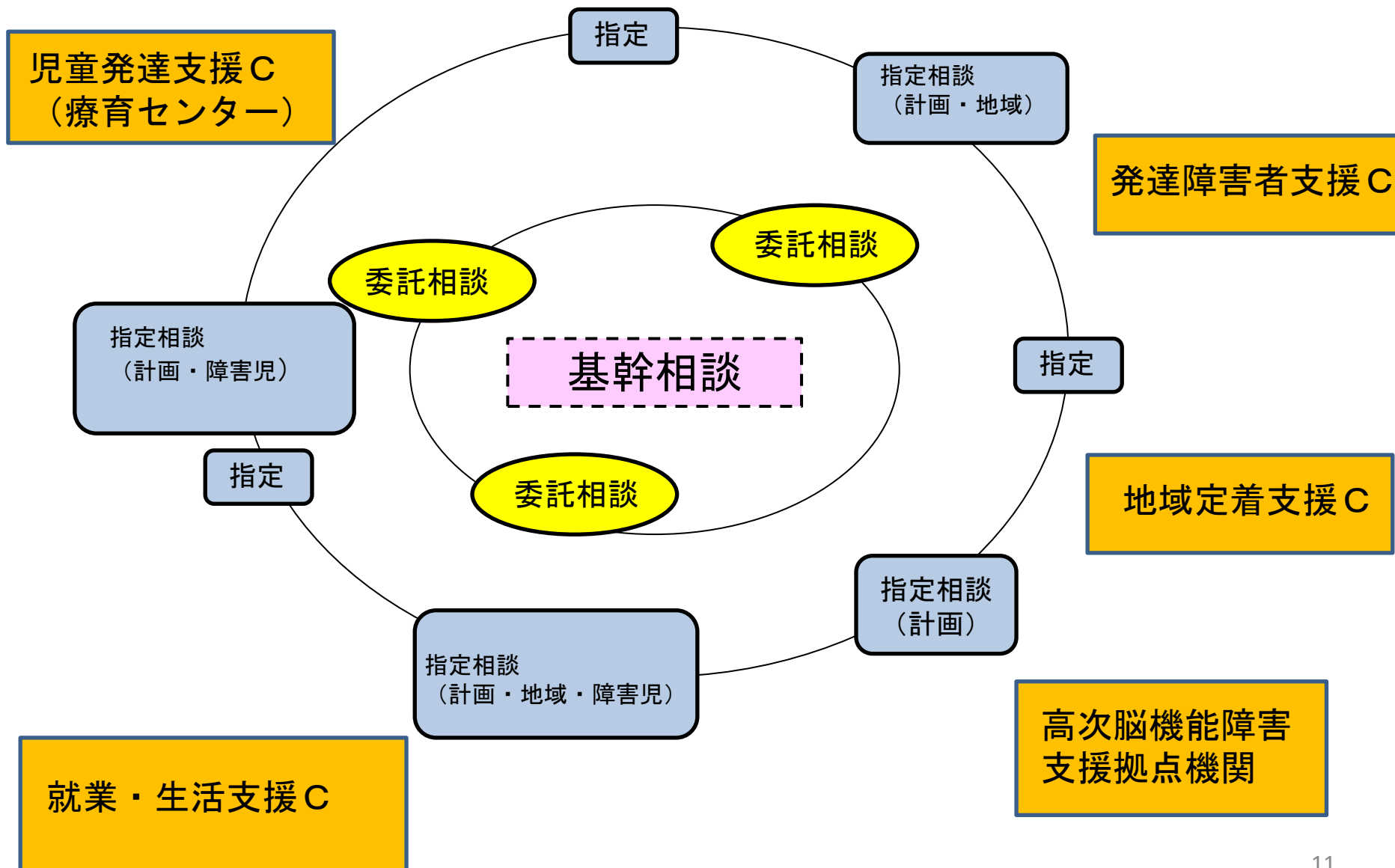
①発達障害者支援センター運営事業

②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

③障害児等療育支援事業

④障害者就業・生活支援センター事業

様々な相談支援事業との連携



地域で見られる連携例

- 退院後の生活について病院ワーカーから相談があり、本人と話し合いながら指定相談支援事業所につないだ。
- 児童発達支援事業所に通所している児童の発達や療育について、保護者と相談し、保育園と事業所をつないで、情報を共有できるようにした。
- 刑務所での刑期を終えることを見据えた障害者の今後の生活について専門官から相談があり、アセスメントを含めた本人の意向を聞き取るために、地域の基幹相談支援センターの相談員に同行した。
- 障害福祉サービスを利用している利用者と、介護保険を利用している高齢の母に、包括的な支援が必要となり、介護保険のケアマネージャーとつながった。

2.ピアサポートと障害当事者の 相談支援専門員

ピアサポーターと障害当事者の相談支援専門員

Peer: 同じ立場にある仲間



ピアサポート：同じ立場にある・同じ課題に直面している仲間としての支えあい

情報の共有（病院や薬、ネットワーク）

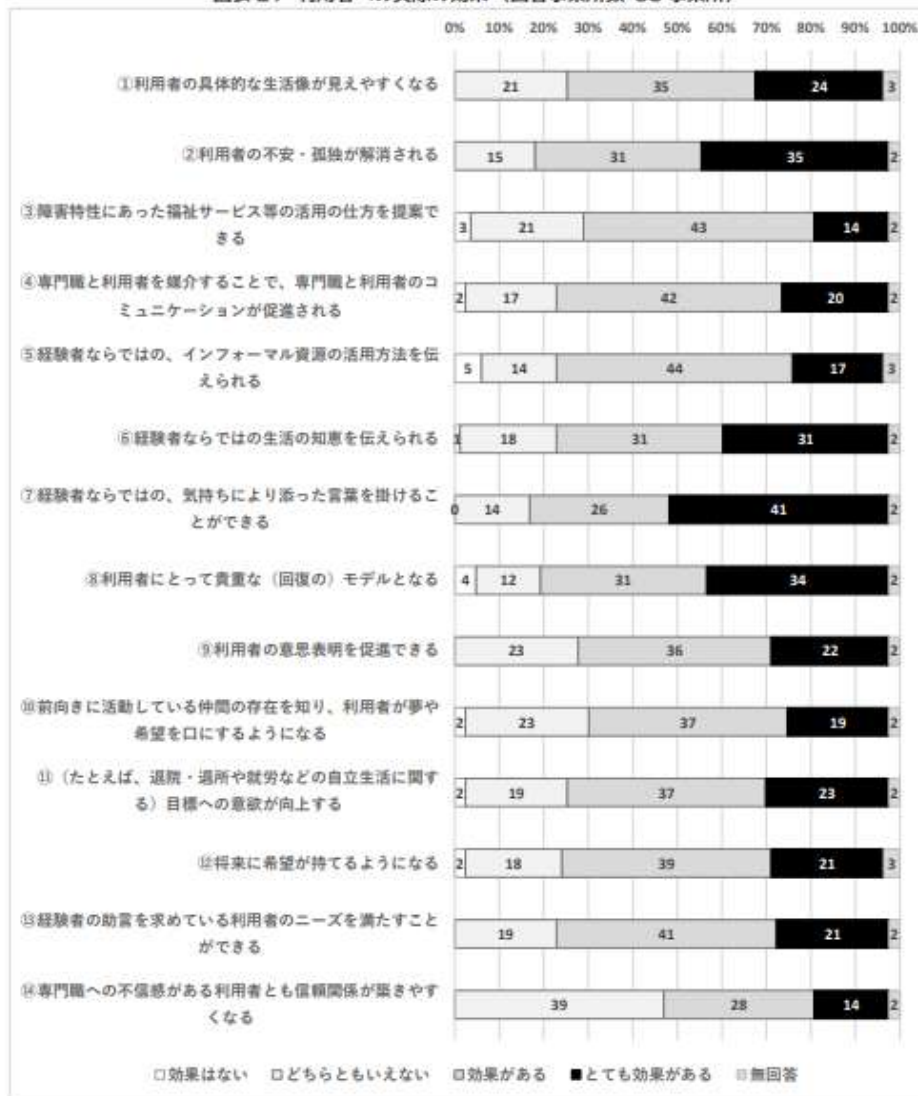
仲間としての共感（当事者でないとわからない気持ち）

地域に必要なはたらきかけ（生きやすい街づくりへの参画）

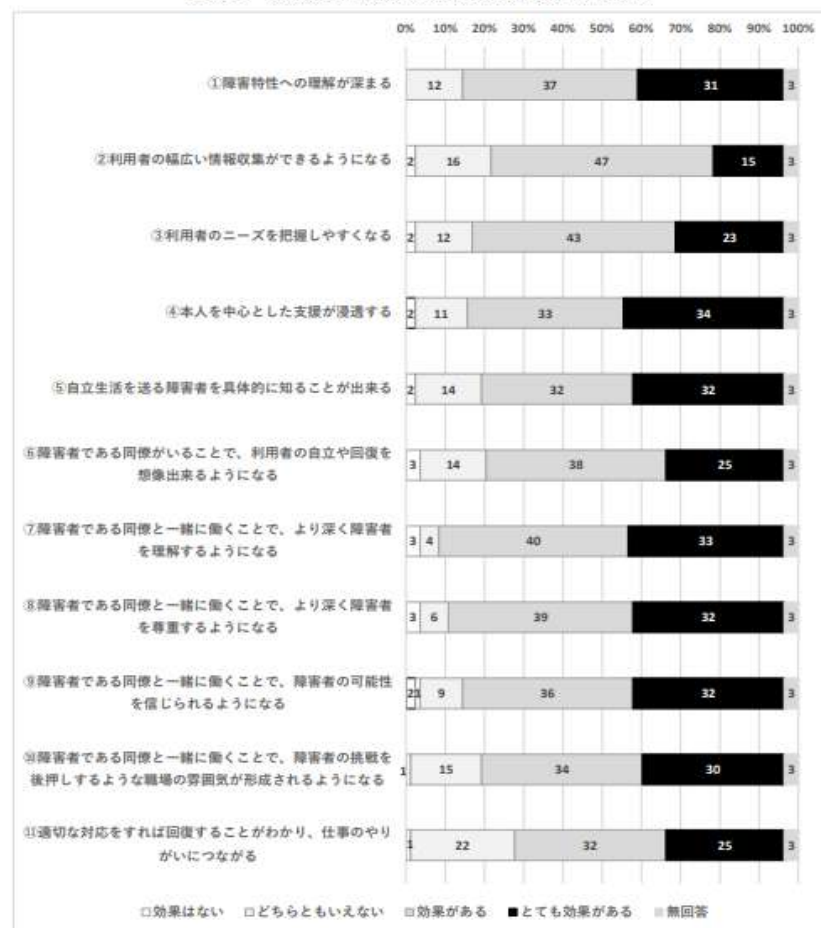
ピアサポートの変遷

- ピアサポートという言葉が用いられるようになったのは、1909年 ニューヨーク州で非行防止を目的として制度化されたことが始まり。
- アメリカでは・・・ 1935年 アルコール依存症の会で当事者同士で飲酒もんあちを解決したいという相互支援の集まりが誕生した。
- 日本では・・・2000年以降「ピア」「当事者」という言葉の普及
- 精神科病院の治療モデル「医学モデル」から地域ベースの「生活モデル」へ
- 平成28（2016）年度から厚生労働科学研究「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」の開始。
- 継続研究で令和元（2019）年度から2年間、「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」を実施
- 令和2（2020）年度には、厚労 科研で開発したプログラムをもとに、「障害者ピアサポーター研修事業」が国の地域生活支援 事業（任意事業）として行われるようになった。
- 2021年報酬改定により
「ピアサポート体制加算」が創設
相談支援事業所にピアサポーターが配置されると加算が受けられる

図表 27 利用者への実際の効果（回答事業所数 83 事業所）



図表 29 他の職員への実際の効果(回答事業所数 83 事業所)



イ. ピアサポート活動に従事する職員の今後の方針

ほぼすべての事業所がピアサポートに従事する職員の活動範囲を現状維持か今後広げていきたいとの結果であった。また、職員数については、現状を維持するとの回答が 59.0%であり、増員する予定であるとの回答が 34.9%であった。

愛知県では「愛知県障害者ピアサポート研修」で「基礎研修」（２日間）「実践研修」（２日間）の全４日間を主にサポートの中心となる者と２人で受講する。

（厚生労働省令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から）

○ピアサポート体制加算【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

＜ピアサポート体制加算【新設】＞ 100 単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

（１）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が 0.5 人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で 0.5 人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（２）（１）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

（３）（１）の者を配置していることを公表していること。



研修受講修了すると、ピアサポート加算がとれる





豊橋市障害者福祉会館

さくらピア

ホーム

会館案内

活動報告

お知らせ

空室状況

相談室

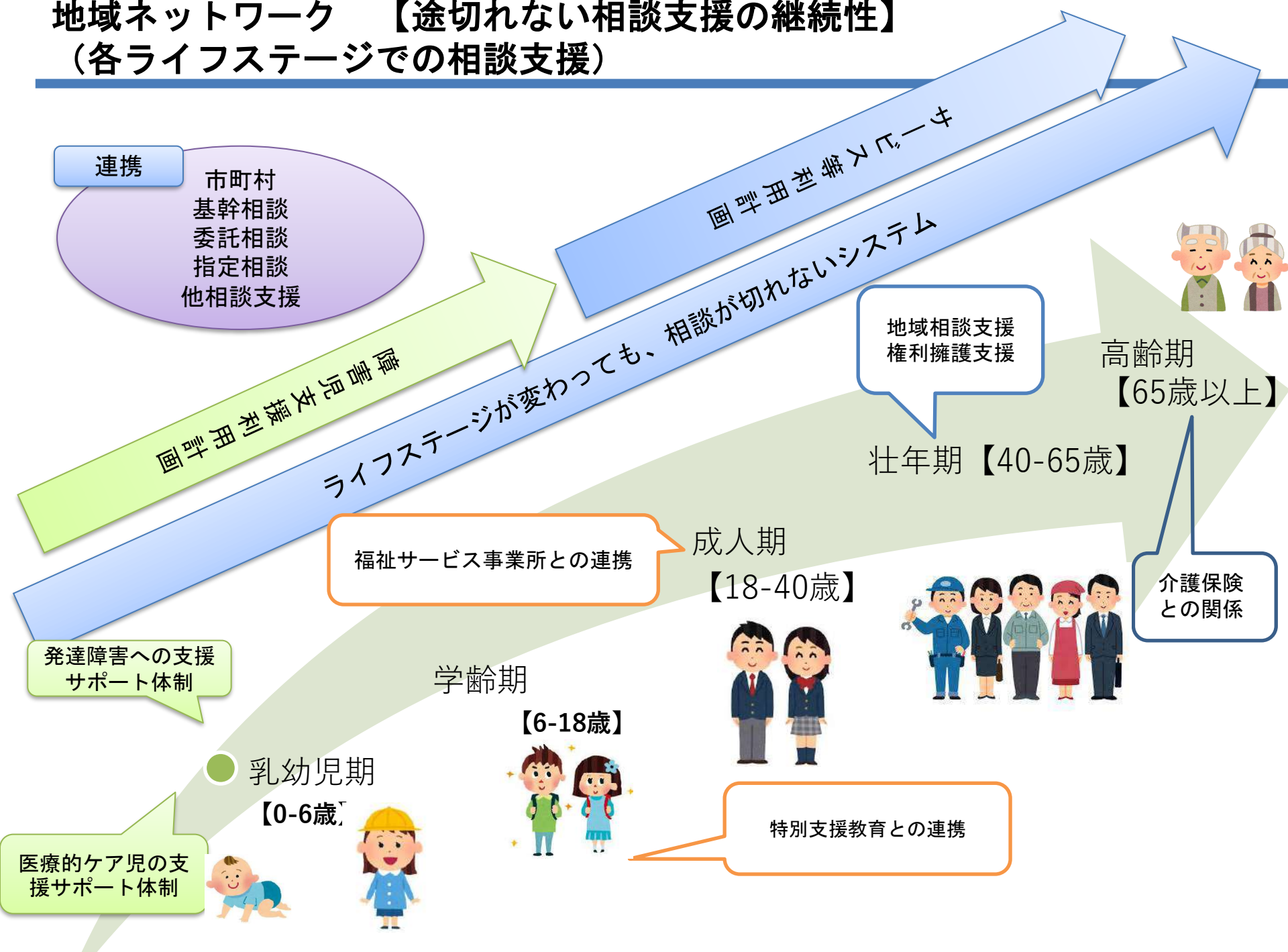


●体育館



3. ライフステージごとの 障害児者と家族

地域ネットワーク 【途切れない相談支援の継続性】 (各ライフステージでの相談支援)



家族の基本的機能（フリードマン）

1. 経済機能
2. 社会化と地位付与機能
3. 生殖機能
4. ヘルスケア機能
5. 情緒機能

障害児者支援における 家族支援の視点

- 障害のある家族（本人）の受容、対応に困難を抱えて、家族機能が低下
- 本来のライフステージに沿った機能変化にも影響
- 家族機能を維持する、ライフステージに沿った変化を促すために家族支援が必要
- 家族会の存在→障害種別毎に組織され、情報共有や支え合いにより、家族機能を維持する
- 本人が家族のみに依存しない状況を作る（＝家族のみが抱え込まない）←「依存先の分散」が自立

*** 困っているのは誰？**

関わり過ぎる親の話＝親自身の困りごと

乳幼児期（0-6歳）

保健師・医療機関・保育所・こども園などとの連携もある。検診で指摘を受け、つながることも多い

保護者支援：検診などで指摘や診断を受け、孤独になったり、不安を抱えることが多いため、心理的支えになることが大事。
相談員との出会い＝信頼関係の構築の時期。

こどもの主体性

自分で選ぶことや「こうしたい」という気持ちを大事に



姉弟支援：本人の支援に家族が時間を割かないといけなくなり、姉弟がさみしい思いをしているかもしれないことも包括的に検討

福祉サービス：
児童発達支援や保育所等訪問との連携
医療：訪問看護

早期発見・早期療育

⇒適切な療育につなげることが発達支援の効果を高める

親がわが子の障害を受容していく4つの要因



学齡期（6-18歳）

教育が主体となる学齡期。特別支援教育コーディネーター・主に教育関係者と連携することが多い時期

保護者支援：学校との関係や学習や行動についての不安の傾聴。
進路選択時に本人の希望とともに親自身の人生の選択にも寄り添う。

こどもの意思決定支援
進路選択はこどもが「どうしたいか」を大切に。
生活スキルが伸びる時期



放課後の過ごし方：
児童クラブ・習い事・こども食堂など、放課後の過ごし方は様々
地域でのかかわりも大きい

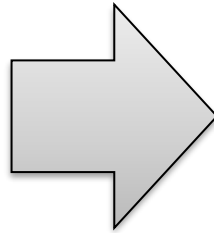
福祉サービス：
放課後等デイサービス・保育所等訪問との連携
レスパイト的に日中一時サービスや移動支援・短期入所なども利用も検討

抱え込まない

⇒こどもの障害特性や個性を大切に、教育・家庭・地域でささえる

小学校入学から中学校へ

就学への準備



就学相談委員会

準備（進路相談・見学・体験）

特別支援の
体制準備

中学校への進学
（教科担任制の
課題）

特別支援
学校
入学準備

- 家庭・幼稚園・保育園から途切れの無いサポート作り（サポート・ブックの活用）
- 新しい環境への療育支援が継続される情報の整理と新たな支援者への情報発信
- 新たな環境（学校・養護学校）との新たな支援ネットワーク作り

特別支援教育コーディネーターの役割

校内委員会について

特別支援教育コーディネーターを校務として明確に位置付けることにより、学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと学校内の協力体制を構築するとともに、小・中学校又は盲・聾・養護学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る。

【具体的な役割】

●小・中学校の特別支援教育コーディネーター

- (1) 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整
- (2) 保護者に対する学校の窓口として機能することが期待される。

●盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーター

【センター的機能】

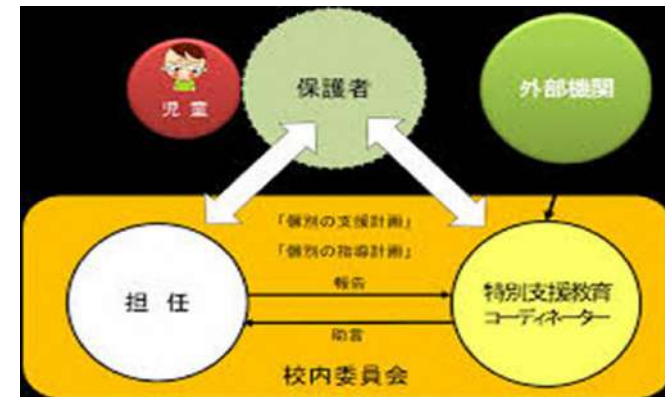
- (1) 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整
- (2) 保護者に対する学校の窓口として機能することが期待される。

地域支援の機能

- (3) 小・中学校等への支援が加わることを踏まえ
- (4) 地域内の特別支援教育の核として関係機関とのより密接な連絡調整

【特別支援教育コーディネーターが配置されている学校等】

幼保連携型認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校含む）



こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



成人期（18-40歳）

進学や就労、就労でも一般就労や福祉的就労・福祉サービスなど進路の選択肢は多い。暮らし（生活）も変わることもある

保護者支援：受験や、選択した進路が良いか、本人はこれを目指しているが、親としてはこちらの方がといった本人と親とのギャップに対するアドバイスを求められることも。

**本人の意思決定支援
進路選択時「どうしていき
きたいか」をしっかりと
聞き取る。**



経済的な自立に向けた、障害年金の申請などの相談も持ち掛けられることも。
場合によっては、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も視野に

福祉サービス：就労継続A型B型・就労移行支援・生活介護・就労定着支援・療養介護
移動支援・居宅介護・日中一時支援・共同生活援助・生活訓練など多岐にわたる

児童から大人のサービスへ

⇒放課後等デイなどから大人のサービスへ切り替えの時期切れ目なく、引継ぎができるように支援していく

壮年期（40-65歳）

生活や・健康・経済的なことの安定や安心した暮らしが長期で継続できるような支援の検討

保護者支援：親の体調不良やだんだんと親が高齢になり、介護も必要になってくることも。わが子が今後自分がいなくなったときにどんな暮らしができるかの見通しがあると安心する

本人の主体性

「これからやってみたいこと」「今後の暮らし」など本人の希望をきく



親との生活を切り分けて考えることも出てくる。
「親亡きあと」を見据えた支援も検討

福祉サービス：就労継続A型B型・就労移行支援・生活介護・就労定着支援・療養介護
移動支援・居宅介護・日中一時支援・共同生活援助・生活訓練など多岐にわたる

安心した暮らしの継続

⇒余暇支援などが乏しく、うまく金銭がつかえていないことも。どんな暮らしがしたいか再アセスメントする

高齢期（65歳～）

介護保険への移行を検討していく時期
介護保険とサービスを併用することも多く隙間をうめる支援を。

本人の意思決定支援
健康や暮らしへの想いや不安など「今後の暮らし」について考える



保護者支援：家族が介護が必要となり、本人の暮らしへの不安についての支援
家族が死去した際の相続などについての支援

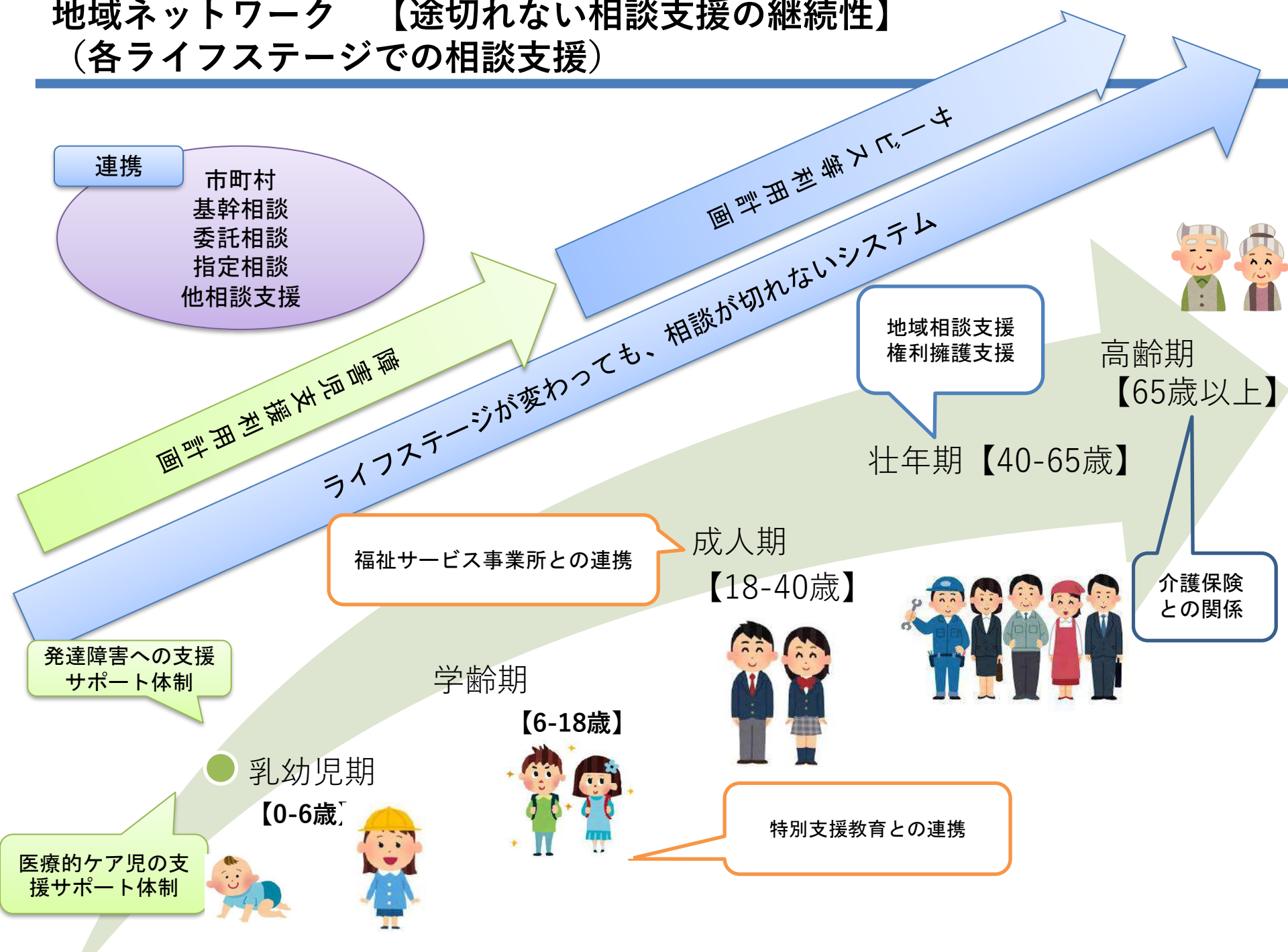
障害と認知症と見分けがつかないことも多く、支援に悩むこともある。介護保険の支援者とも相談することも必要

福祉サービス：障害福祉サービス全般
介護保険サービス
福祉サービス以外にも、体調変化などで、訪問看護やかかりつけ医師などの往診も検討

障害福祉サービスから介護保険へ

⇒介護保険サービスへ移行する方もいる。
切れ目のない引継ぎや、本人が安心できる引継ぎを。

地域ネットワーク 【途切れない相談支援の継続性】 (各ライフステージでの相談支援)



4. 地域資源を知る (地域づくり ネットワークづくり)

地域資源を知る



当事者
グループ・団体



病院



映画館



レストラン



企業



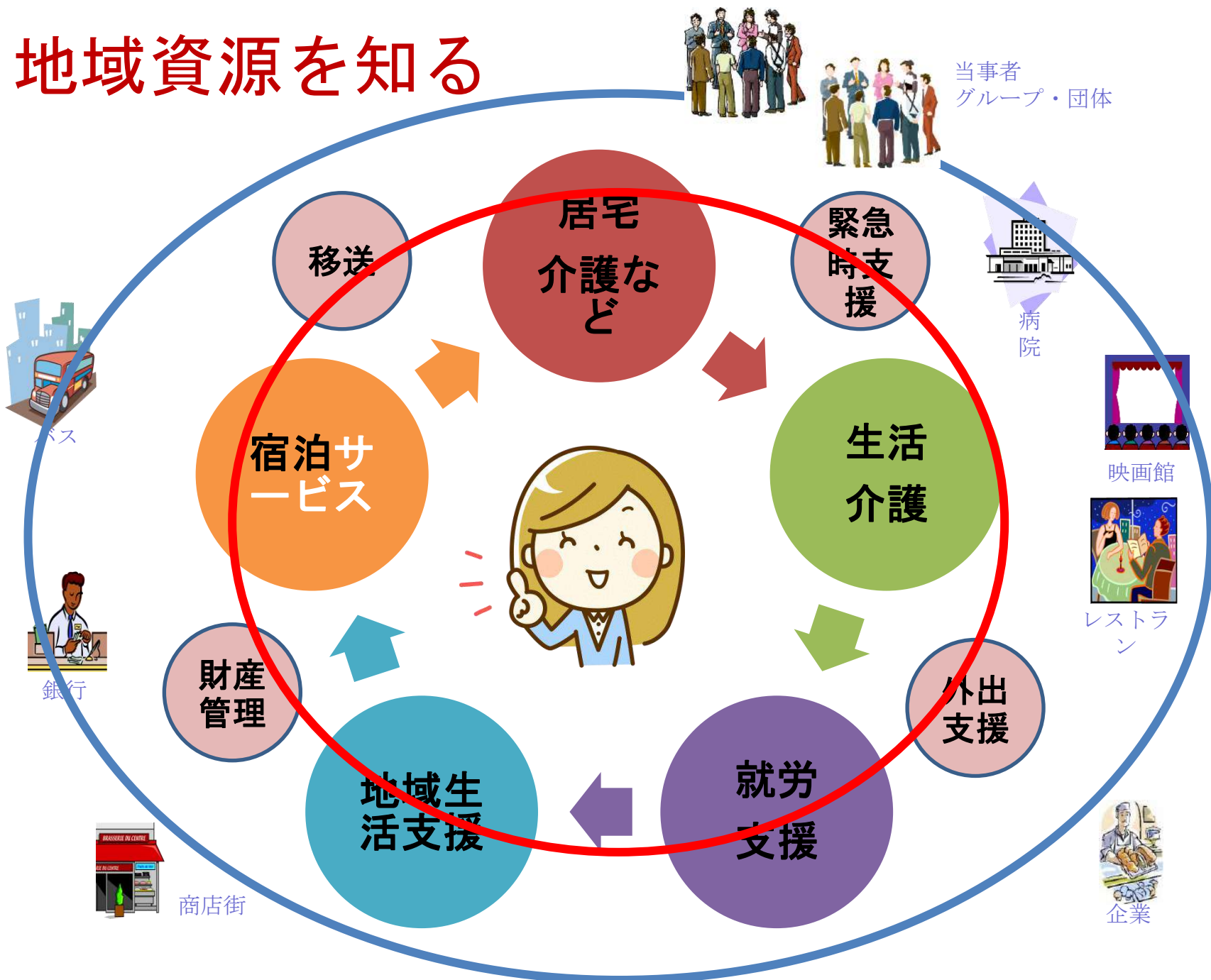
バス



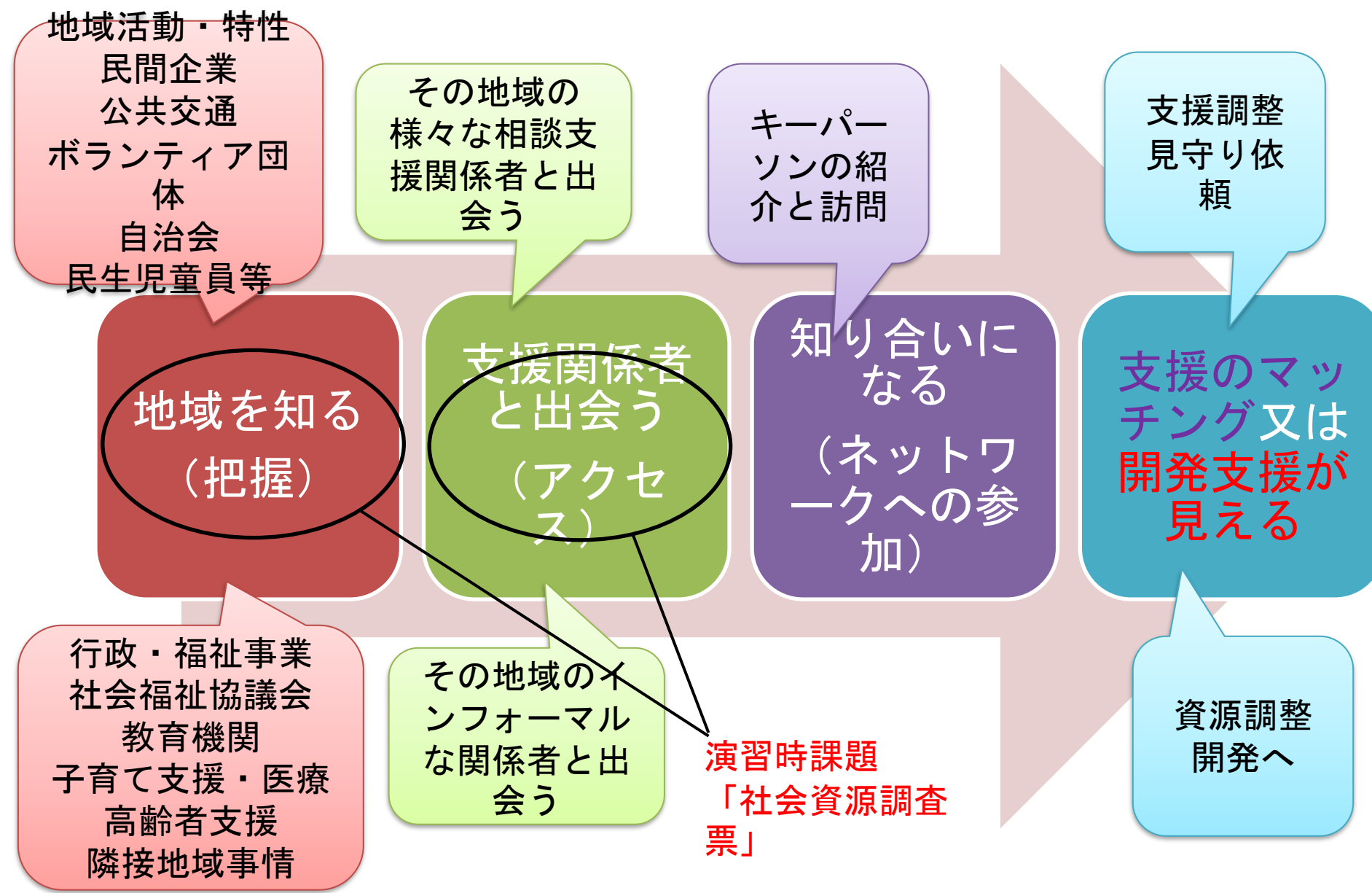
銀行



商店街

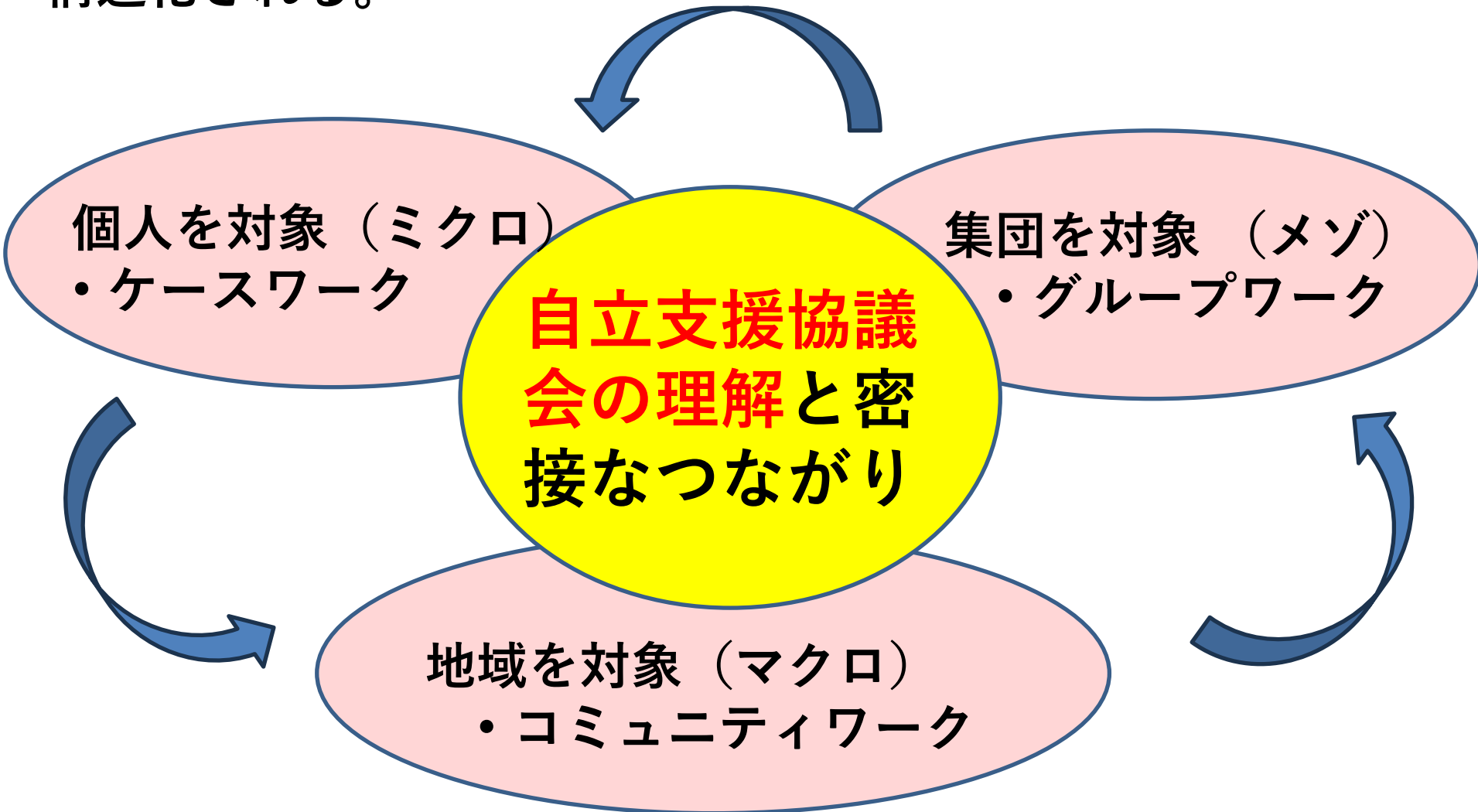


地域資源の把握・アクセスとネットワークへの参画



ジェネラリスト・ソーシャルワーカーとは・・

⇒1990年以降に下記の3つの技術等を一体的かつ体系的に
構造化される。



個別ケースでの実践

Aさん 男性 55歳 療育A判定

大きな公営住宅に高齢の母と二人で住んでいたが、母が急になくなってしまい、一人で生活（ADLは自立）はできるが、食事作れず、困っていた。

もともと居宅介護の家事援助で食事作りの支援を受けていたが、ヘルパー不足により毎日の介入が難しいといわれた。

Aさんは、これからもこの住宅で、住み慣れた環境でこのまま暮らしていきたいという希望。

けれど、毎日の食事をどうしていったらよいのか・・・



個別ケースでの実践

そこで、自立支援協議会の事例検討にヘルパー不足による、食事提供ができないことについてのAさんの課題をあげた。

Aさんは毎日近所の方が集う、喫茶店にモーニングを食べに行っていた。普段からAさんの様子を気にかけてもらうなど、日ごろからお世話になっていた。

課題をあげた際の参加者のアイデアで、喫茶店で夕飯なども頼めないかとの提案を受けた。そのアイデアに基づいて、喫茶店へAさんと一緒に行かせてもらい事情を説明すると、喫茶店の店主も、母子で生活していたAさんの今後の生活を心配してくださっていて、昼食・夕食を弁当で持ち帰れるようにしてくれることを提案してくれた。
Aさんの食事の心配がなくなるとともに、地域全体でAさんを見守っていただける体制も作ることができた。

地域資源を知る
＝出会う



支援を福祉の中だけで考えて（連携）していませんか？
生活者として地域に視点を広げることで、資源としてはあったけど活用されていないことに気づけるかもしれません

個別ケースでの実践 「残された課題」

「残された課題」は、ヘルパー不足問題などのは・・・

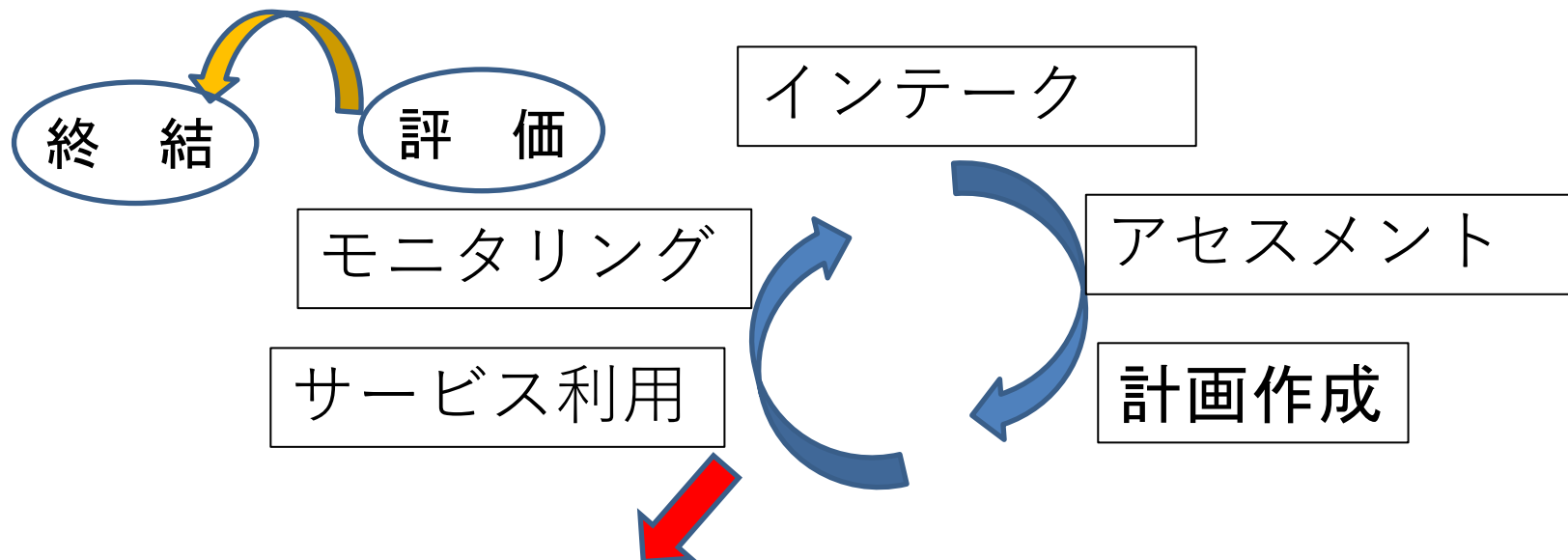
この残された課題を自立支援協議会にあげることにより、どう政策立案につなげ、課題の解決を実現するかがミクロ、メゾ、マクロそれぞれのレベルで個別支援のプランニングと地域マネジメントのプランニングが常に往復するというモデル作りになっていきます。

ヘルパーの資格のない方に手伝ってもらっては？との意見もあったが、確かに地域の課題ではあるが、実際に実現するのは難しい。



5. 地域課題の共有と課題解決 (協議会の役割とその活用)

ケアマネプロセスと自立支援協議会



☆残された課題の解決のためには、社会資源の改善・開発が必要

☆そのための地域への働きかけが必要

自立支援協議会の活用

(自立支援)協議会とは

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第2項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

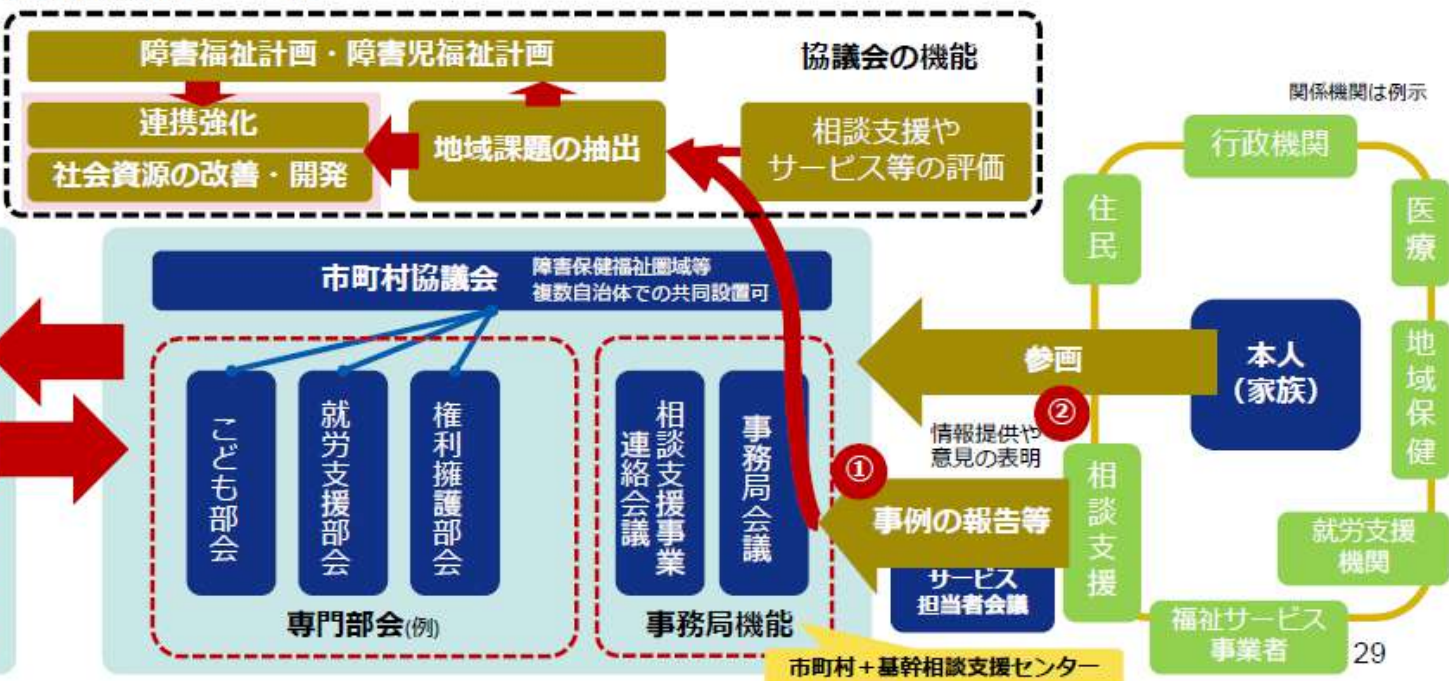
新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応ずることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

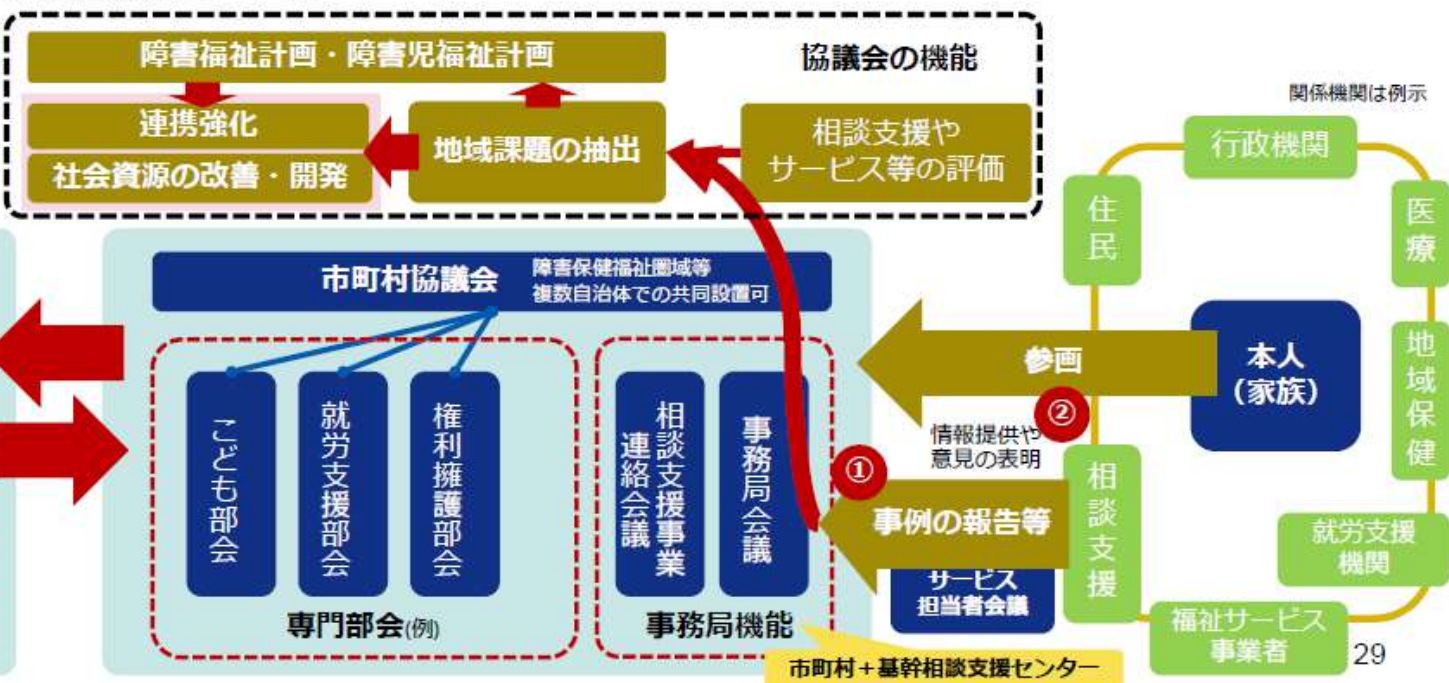
令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
- 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
- * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

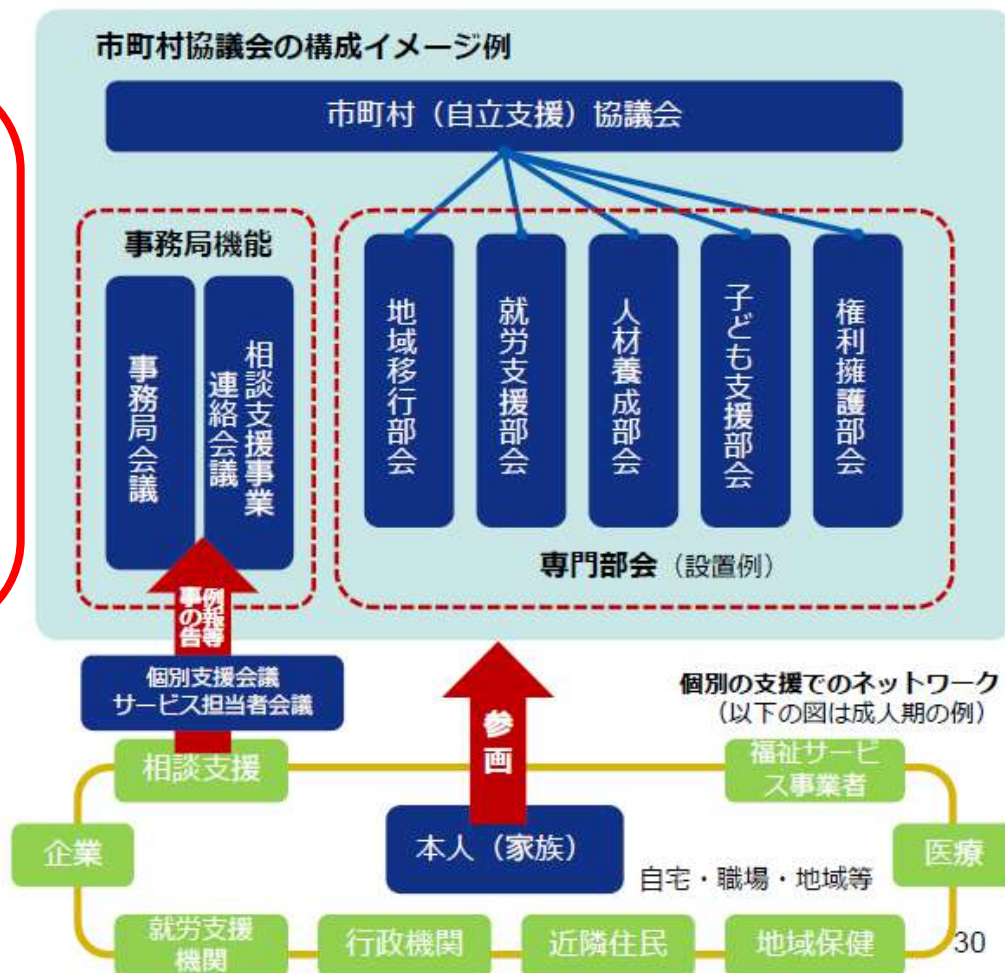


市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等



市町村（自立支援）協議会の機能

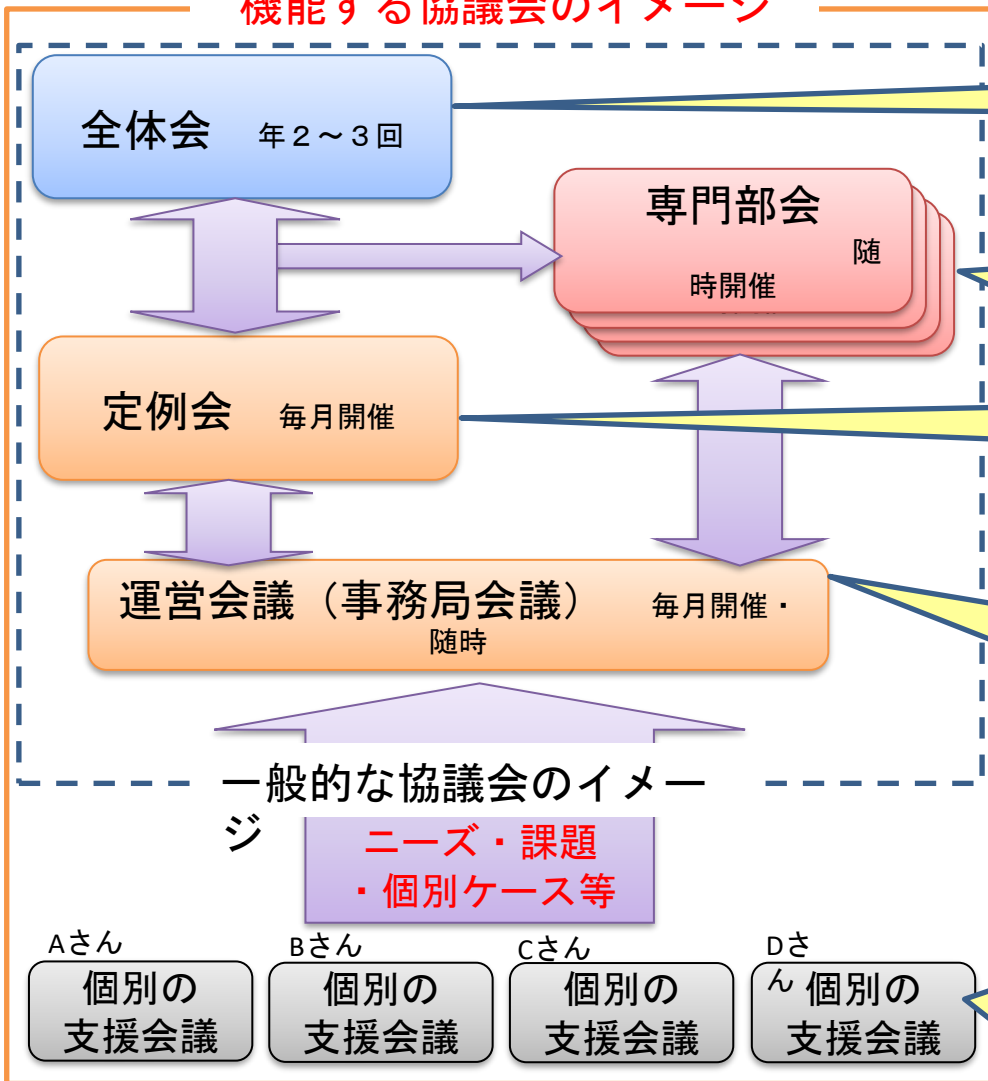
	内容
情報	・潜在化しているニーズを顕在化させる ・ネットワークの可視化 ⇒どの機関がどの役割を担うのか明らかにし、お互いの機能を知る
調整	・分野を越えたネットワークの構築 ・緊急に対応する課題の調整
社会資源	・地域資源の把握
人材確保 ・育成	・地域に合った人材の確保
権利擁護	・障害者の権利擁護 ⇒本格的な権利擁護の体制づくり ⇒虐待防止の体制づくり
評価	・個々の支援の量と質の評価 ・相談支援の運営評価

協議会というと、どうしても新たな社会資源を作るという大きな活動に着目しがちだが、実際には、個別のケースを通して、これまでとは違う機関の視点が入ることで、新たな機関の発見ができたり、ネットワークの構築につながったり、取り組み自体が人材育成につながっていくことも大きな役割であることを認識することが大切です。

各会議の標準的なシステムとポイント

（自立支援）協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場（参加者は現場レベル）

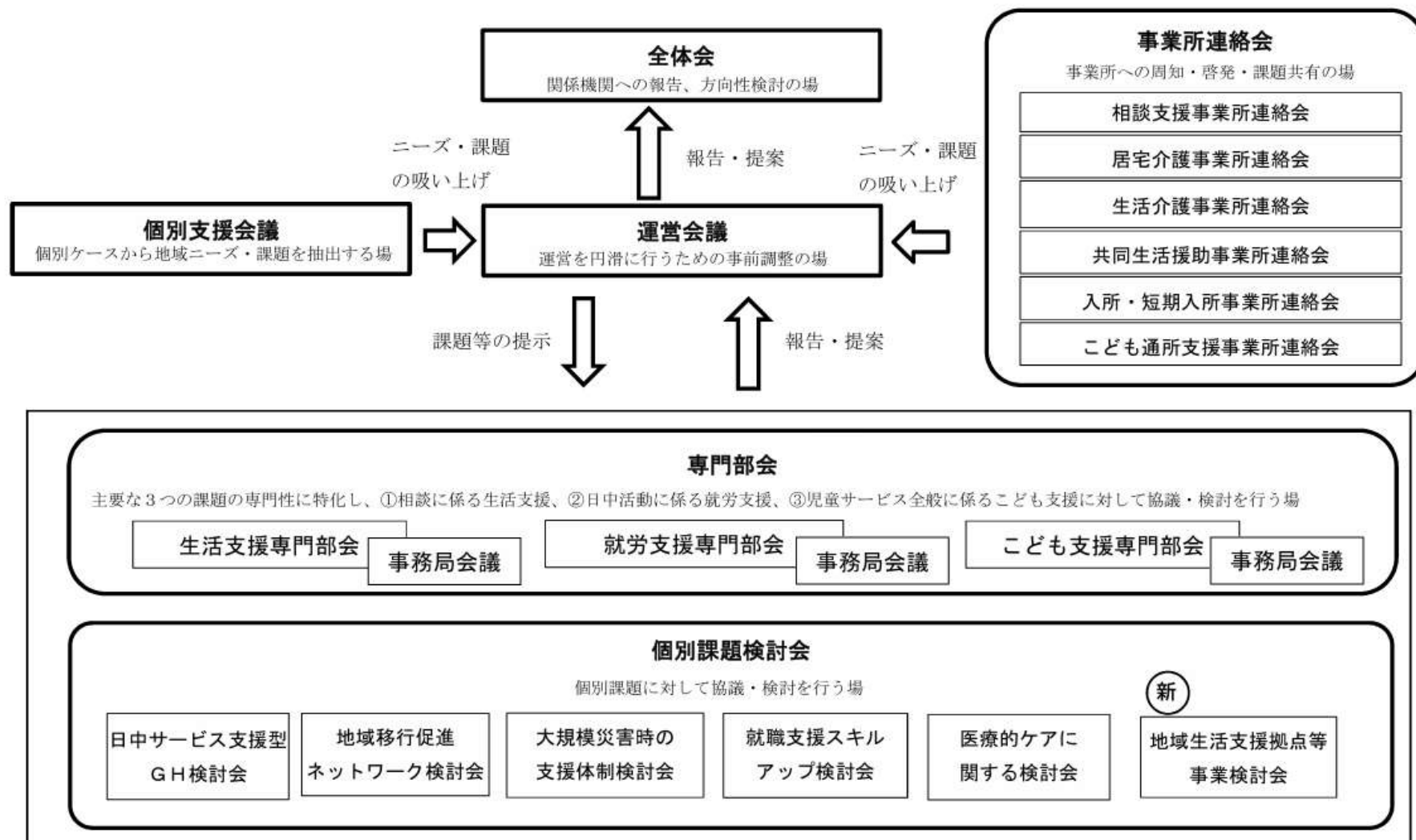
ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整（交通整理役、協議会のエンジン）

ポイント1

* 個別支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

豊橋市障害者自立支援協議会体制図



(参考) 各会議の機能と参加メンバー例

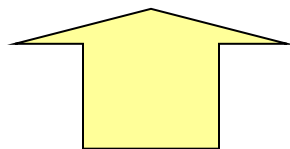
会議	機能	参加メンバー例
個別の支援会議 (サービス担当者会議)	地域の障害のある当事者が直面している生活課題を解決するために実施。当事者の生活課題についての共有、解決策の検討、支援の調整や役割分担等を行う。	当事者（本人、家族）、相談支援事業者、市町村担当者、児童相談所、サービス提供事業者、教育機関、訪問看護事業者、主治医、民生委員・児童委員 etc
運営会議	協議会を円滑に運営していくための協議を行う。個別の支援会議から見える地域課題整理、定例会の議題調整、専門部会の進捗管理等を行う。	事務局（基幹相談支援センター）、市町村担当者、委託相談支援事業者、部会代表 etc
定例会	相談支援事業者による相談支援活動、専門部会等で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、事業所・関係機関で共有する。課題について意見交換を行い、再び専門部会等での詳細な協議を支援する。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表 etc →主に現場を統括する者
専門部会 (プロジェクト会議)	地域課題の整理および解決策の検討を定期的な協議で行ったり、緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議を行う場合もある。	協議メンバーは同事業種でメンバーを組織、あるいは協議会内外から適当な人材を選出
全体会議	年に1回、地域の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていただき、自立支援協議会の活動報告を行う。 協議内容についてコンセンサスを図る	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表 etc

(参考) 専門部会（プロジェクト会議）の例

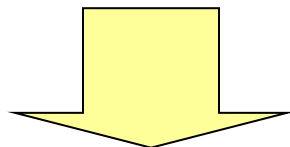
障害別	身体障害者部会、知的障害者部会、 精神障害者部会、発達障害者部会、 障害児部会
課題別	地域移行支援部会、権利擁護部会、 就労支援部会、進路部会
事業種別	居宅介護事業所、日中支援事業所、 就労支援事業所、障害者支援施設、 短期入所部会

市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- 他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- 出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- 取り組みの成果を確認する（相互に評価する）



市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

豊橋市における協議会の取り組み

障害福祉サービス事業所フェア

自分で選び、自分で決める福祉サービス

障害福祉サービス
事業所フェア

日時 13時～16時

場所 ほいっぴ講堂、ロビー、第1会議室

第1会議室

- 13:00～14:00 事業所紹介動画
- 14:00～14:30 障害基礎年金学習会DVD
【障害基礎年金の基本的「き」】
- 14:30～15:00 事業所紹介動画
- 15:00～15:30 障害基礎年金学習会DVD
【社会保険労務士さんに「ここ」を聞いてみよう】
- 15:30～16:00 事業所紹介動画

※障害基礎年金学習会DVDは「全国手をつなぐ育成会連合会」により作成されたものです。

豊橋市内の日中活動系障害福祉サービス事業所紹介動画は、YouTubeでご覧いただけます。
こちらのQRコードよりお入りください。

こちらでは、日中活動系障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援A型、B型、生活介護等)の選び方について説明しています。



平成27年度から開始をして、毎年継続して実施。
日中活動系の施設がホールに集まっているため、網羅できる。

福祉サービス事業所フェアに取り組むきっかけ



きっかけはAさんが実習先をどうやって選んで良いか困っているという話であったが、これはAさんだけではなく、他の人も困っているのでは？と気づいたから。



まさしくこれが「地域課題」

主催：豊橋市障害者自立支援協議会・豊橋市

とよはし

みんなの

第3回

まちなか絵画展

あなたの描いた絵を
まちなかで飾りませんか？

10月5日(木)
～9日(月・祝)

こども未来館
ココニコ1階 展示室

11月13日(月)
～24日(金)

豊橋市役所
1階 ロビー

12月1日(金)
～8日(金)

こども未来館
ココニコ1階 展示室

25
投票の
作品の
展示を
します

訪れた方にお気に入りの作品に投票していただきます

ココニコ展示室と市役所ロビーを訪れた方
にお気に入りの作品に投票していただきます

50点の作品の中から、上位25作品を展示
します

優秀作品には表彰あり！

(12月のイベント(詳細未定)で表彰式を行います。)



▶お問合せ先

とよはし総合相談支援センター ほっとぴあ

愛知県豊橋市前畑町115番地 あいトピア2階

電話 (0532) 56-4111

Mail: info@toyohashi-ssc.main.jp

申し込み方法

- お1人様 1作品 八つ切り以上、四つ切以内
・テーマ 自由(テーマは問いません)
・障害のある方で、豊橋市に在住・在勤等の方
・額装して、ほっとぴあまで持ち込み出来る方
- 下記QRコードより申し込み、もしくは、Eメールにて氏名、住所、連絡先、作品のタイトル名(未定でも可)、勤務先を明記し、件名に「まちなか絵画展申し込み」と記入し、送付ください。

申し込みフォーム
はこちらから



<https://forms.gle/WLJtsUHAhqmEC1W7>

- 展示の当選通知が届いた方に展示の方法等の
詳細を連絡します。

応募期間 7月15日(土)～7月31日(月)

当選通知 当選者の方に順次ご連絡いたします。

持ち込み期間 (日曜、祝日受け付け不可)

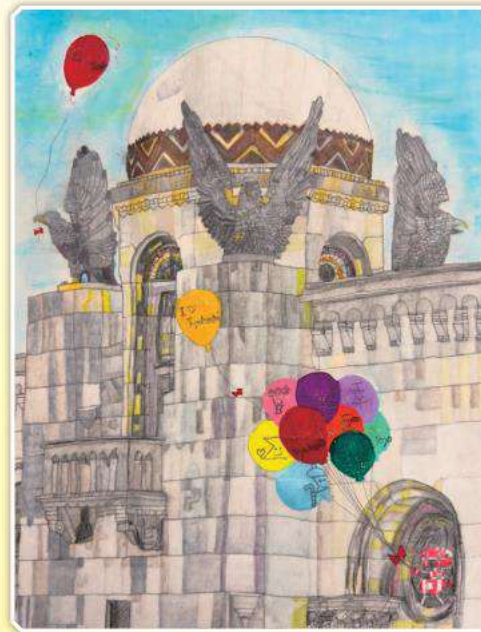
9月25日(月)～9月30日(土)

10:00～16:00(ほっとぴあ)

豊橋市

障害者福祉基本計画

(2024 ~ 2029)



「光と風と」 杉山 勇輔 作

令和 6 年 3 月

豊橋市 福祉部 障害福祉課

音声コード



音声コードをスマホアプリ Uni-Voice

都道府県（自立支援）協議会

①法的根拠

（障害者総合支援法施行規則）

第六五の一五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、（略）、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、（略）その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

②役割

- 都道府県内の圏域事の相談支援体制の状況を把握・評価し整備方策を助言
- 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等）

③構成メンバー等

相談支援従事者、専門相談機関、更生相談所、児童相談所、教育委員会、学識経験者、市町村（協議会）代表、当事者・家族会代表、その他都道府県関係行政機関 等

愛知県障害者自立支援協議会

- 地域生活移行推進部会
- 人材育成部会
- 医療的ケア児支援部会

＊地域アドバイザー会議

スーパーバイザー

各圏域の地域アドバイザー

初任者研修の獲得目標

1. ソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と知識を理解する。
2. 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者ケアマネジメントのスキルを獲得する。
3. 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる。
4. 地域づくりとその核となる（自立支援）協議会の役割と機能を理解する。